

四條の三十二の十六第二項の項、第百四十四條の三十二の十七の項、第百四十四條の三八並びに第百四十四條の三十九第一項各号列記以外の部分及び第三項の項、第百四十四條の四十第二項の項、第百四十四條の四十の二第一項の項、第百四十四條の四十の二第二項の項、第百四十四條の四十の二第三項の項、第百四十四條の四十の二第四項の項、第百四十四條の四十の二第五項の項、第百四十四條の四十の二第六項の項、第百四十四條の四十一の項、第百四十四條の四十二第一項の項、第百四十四條の四十二第二項の項、第百四十四條の四十二第五項の項、第百四十四條の四十四第一項各号列記以外の部分の項、第百四十四條の四十四第二項の項及び第百四十四條の四十六の項中「存続組合」とあるのは「存続組合又は指定基金」と読み替えるものとする。

第十四條の二 存続組合又は指定基金は、特例年金給付の受給権者に対し、年一回に限り次に掲げる事項を記載した書類（以下この条において「身上報告書」という。）の提出を求めることができる。

- 一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び組合員の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三項において「番号利用法」という。）第二項において「個人番号」という。）又は基礎年金番号（国民年金法第十四條に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）

2

3

身上報告書を提出する場合には、次に掲げる書類（第一号から第三号までに掲げる書類にあつては、指定日前一月以内に作成されたものに限る。）を併せて提出しなければならない。ただし、存続組合が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該掲げる書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二條第八項に規定する特定個人情報を用いる）の提供を受けることができるときは、この限りでない。

この省令は、平成二十九年七月一日から施行する。

財務省令第四十八号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七條の九第二項及び第九十四條第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）の規定に基づき、並びに関税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十三号）及び関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十九年政令第二百二十七号）の施行に伴い、関税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月三十日
財務大臣 麻生 太郎

第十四條の二 存続組合又は指定基金は、特例年金給付の受給権者に対し、年一回に限り次に掲げる事項を記載した書類（以下この条において「身上報告書」という。）の提出を求めることができる。

- 一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び組合員の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二項において「個人番号」という。）又は基礎年金番号（国民年金法第十四條に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）

2

3

身上報告書を提出する場合には、次に掲げる書類（第一号から第三号までに掲げる書類にあつては、指定日前一月以内に作成されたものに限る。）を併せて提出しなければならない。

「二〇五 略」	「二〇五 同上」
「4・5 略」	「4・5 同上」

附則
この省令は、平成二十九年七月一日から施行する。

<p>第一条の四 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号。以下「電子帳簿保存法施行規則」という。）第三條（第一項、二号を除く。）（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第四條（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）、第五條第一項及び第二項（電磁的記録による保存等の承認の申請等）並びに第六條から第八條まで（電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、法第七條の二第一項（申告の特例）に規定する特例輸入者について</p>	<p>第一条の四 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号。以下「電子帳簿保存法施行規則」という。）第三條（第一項、二号を除く。）（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第四條（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）、第五條第一項及び第二項（電磁的記録による保存等の承認の申請等）並びに第六條から第八條まで（電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、法第七條の二第一項（申告の特例）に規定する特例輸入者について</p>
--	--

第一条 関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

関税法施行規則の一部を改正する省令
（関税法施行規則の一部改正）